

盛岡市監査委員告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 27 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 6 月 11 日付け 26 盛監第 24 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山総合事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛玉総第 32 号

平成 26 年 8 月 6 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 6 月 11 日付け 26 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所総務課）

備品の管理に当り、活用の見込がないにもかかわらず、処分が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

活用の見込がない PC 等の廃棄処分を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、パソコン本体にあるデータの消去及びパソコン本体の廃棄に係るリサイクル料の確保が難しかったことによる。今回は、情報企画室において不要となったパソコンについて、一括して回収しデータを消去の上、パソコンの部品を再利用する目的で業者へ回収して貰うことができた。

また、プリンタも、パソコン本体と併せた処分を検討していたが、パソコン本体の処分に目途が立ったことから、プリンタのみ分別し、岩手・玉山清掃事業所へ持ち込み処分を行った。

今後は、盛岡市財務規則に基づきその都度処分を行うこととし、備品を適正に管理し再発防止に努める。

26 盛玉健第 24 号
平成 26 年 8 月 11 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 6 月 11 日付け 26 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所健康福祉課）
 - 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 活用の見込がないにもかかわらず、処分が行われていないもの
 - 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - (1) 所在不明備品の滅失処理を行った。
 - (2) 活用の見込がない PC 等の廃棄処分を行った。
 - (2) 原因及び再発防止策の内容
 - (1) 原因は、市社会福祉協議会所有の同品名備品を市有備品と誤認していたためであった。今後は確認作業を十分留意して行い再発防止に努める。
 - (2) 原因は、パソコン本体にあるデータの消去及びパソコン本体の廃棄に係るリサイクル料の確保が難しかったことによる。今回は、情報企画室において不要となったパソコンについて、一括して回収し、データを消去の上、パソコンの部品を再利用する目的で業者へ回収して貰うことができた。

また、プリンタも、パソコン本体と併せた処分を検討していたが、パソコン本体の処分に目途が立ったことから、プリンタのみ分別し、岩手・玉山清掃事業所へ持ち込み処分を行った。

今後は、盛岡市財務規則に則り、適正な備品管理に努める。

26 盛玉建第 36 号

平成 26 年 8 月 25 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 6 月 11 日付け 26 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（玉山総合事務所建設課）

備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
- (2) 活用の見込みがないにもかかわらず、処分が行われていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- 1 の(1)については、再調査を行って不明備品の所在を確認し、所定の場所に設置した。
- 1 の(2)については、財務規則第 214 条に基づく返納等の手続きにより処分を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則の改正内容の課内周知が不十分であったことにより、備品のチェック及び処理・処分に対する課内の認識の統一がされていなかった。

今後は、盛岡市財務規則に基づき管理を徹底しその都度処分を行う等、課内の備品に対する要否認識の統一を図り、再発防止に努める。